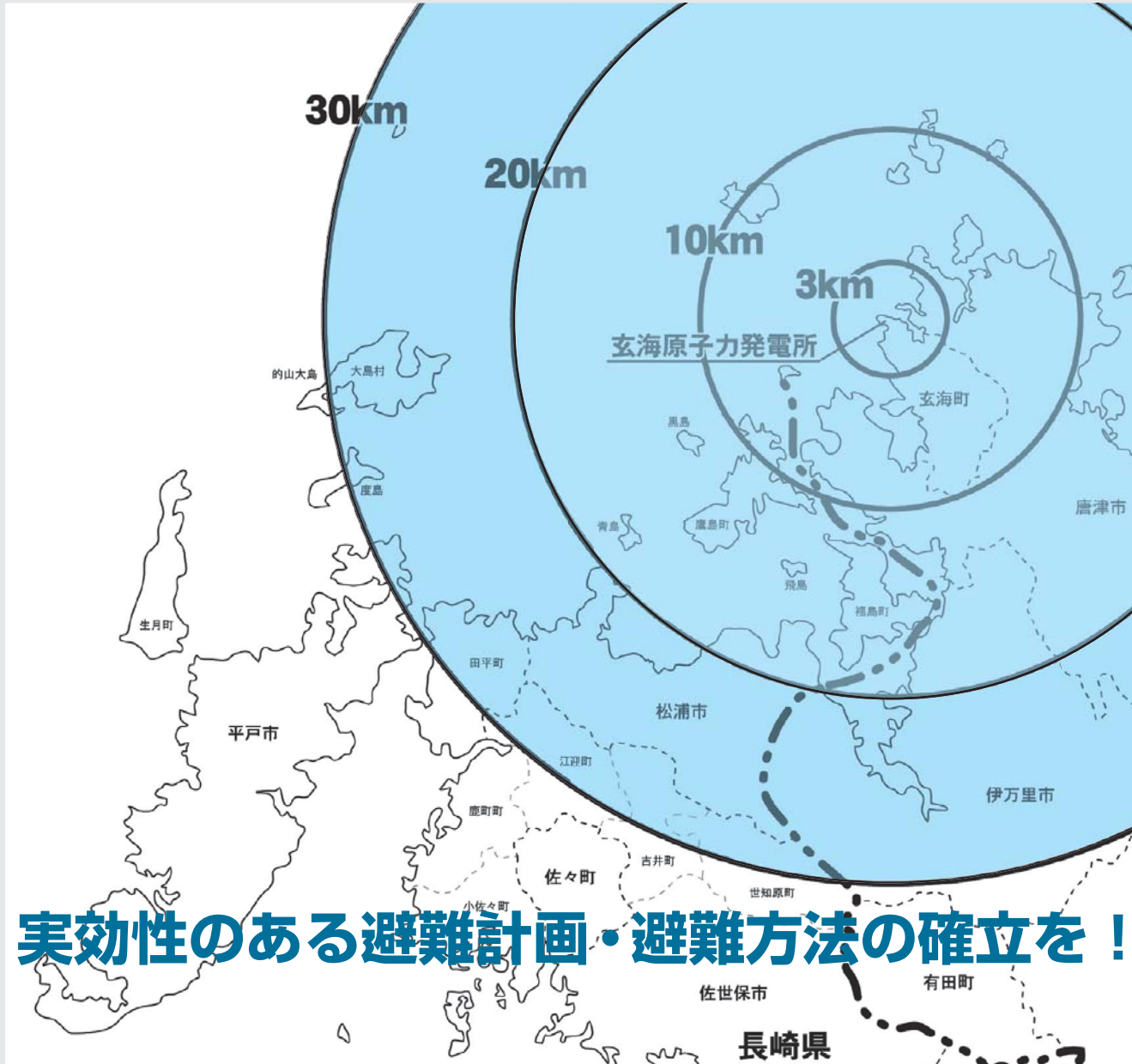


県内初 全会一致で可決

国・県・九電に対し
「玄海原子力発電所の再稼働に反対する意見書」を提出



実効性のある避難計画・避難方法の確立を！

意見書全文

玄海原子力発電所の再稼働に反対する意見書

福島第一原子力発電所の事故による被害は、人的、物的、経済的、また地域住民総避難、国内外の風評被害など類を見ない甚大なものである。現在においても事故原因が究明されたとはいえず、むしろ、原発事故自体がいまだに継続中であり、多数の避難者が帰郷の目途もたたない状況にあって、事故収束とは程遠いものである。

本件事故は、原発に絶対的な安全は無く「安全神話」が誤りであったこと、いったん事故が発生すると、現在の科学技術力では事故収束が容易でないことを実証するものとなった。どんな基準を満たせば「安全」なのか、その判断が出来ないことを知らしめた。原子力規制委員会も、自ら、新しい規制基準に適合するとの判断が、「原発事故が起きないとするものではない」と表明している。

ところが、政府や電力会社等は、安全性が確保されていないとの世論の反対にもかかわらず、新規制基準に適合したとして原発再稼働を急いでいる。

現在、玄海原発3・4号機の再稼働をめぐり、長崎県は住民説明会を開催し、その中で、国と九州電力は新規制基準が厳しいものとなっていることや、原子力防災の取り組み等を説明し、再稼働への理解を求めているが、住民からは安全性や避難に対する懸念、疑問の声が相次いでいる。

原発再稼働をめぐり最大の問題点は、一つに、新規制基準に適合すれば安全だとする「新しい神話」が創り出されることであり、次に、新規制基準の中に、事故が起きた場合の「住民の避難計画等を審査する基準が無い」ことである。

原発再稼働には、重大要件の一つとして、過酷事故が発生することを前提に、住民を安全、かつ、確実に避難させるための実効性ある避難計画の策定と、その方法等の確立が必須である。しかしながら、国は避難計画策定等を一義的に地方自治体に任せているが、一地方自治体でこれらに対応することは不可能である。

特に、平戸市は、有人離島を抱え、また、平戸本島及び生月島はそれぞれ一本の橋によって道路交通が保たれており、事故が起これば、海路避難、陸路避難ともに大混乱が発生することが容易に想定される。

よって、平戸市議会は、福島原発の事故原因究明がなされて、原発の安全性検証の手段が確立されること、また、実効性のある避難計画や方法等が確立されることがなければ、現状では市民の安全を守ることが出来ないものと判断し、市民の理解が得られない限り、玄海原発再稼働に反対する。

平成 29 年 3 月 23 日

長崎県平戸市議会